

豚肉の価格は 堅調に推移

福岡県内の豚飼養頭数は、四十二年五月をピークに、四十三年八月まで別図グラフのように急カーブで減少し、その後上昇に転じたものの、テンポは緩慢である。

四十四年二月の飼養頭数は別表にかかげたように十万頭に達しようとしている。しかし、前年同月より三%少い九七%で、四十二年同月に比べると二〇%も少い八〇%にすぎない。月令別頭数をみると、六ヶ月未満が昨年より多くて総頭数が少ないから成豚がかなり少ないことがわかる。

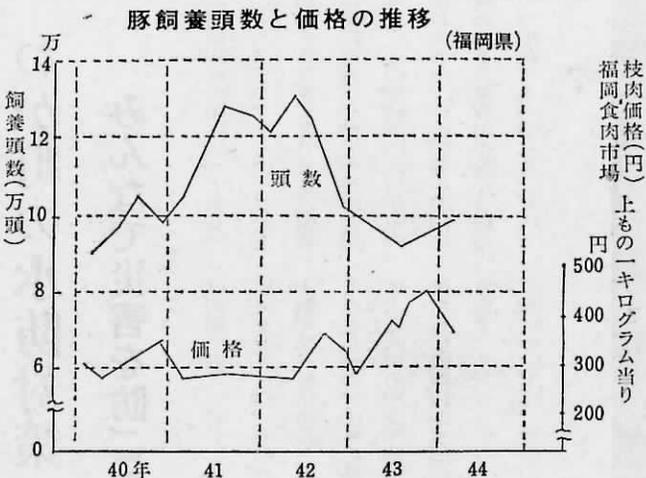
グラフに示したように豚の価格は異常に高騰しているので成豚の

堅調に推移

県内豚飼養頭数と過年同月との対比

	生後月令別の頭数		総頭数	うち取のう用頭数
	1~3ヶ月令	4~6ヶ月令		
44. 2月の頭数	39,090	38,720	99,830	11,340
43. 2月に比べると	106%	149%	97%	105%
42. 2月に比べると	90%	95%	80%	76%

消費需要は旺盛であるが四十四



売り急ぎがあったための減少である。子取り用めす豚は四十三年二月から五%増加しており、種付母豚の増加をみつつあるから今後の子豚生産は上向くものと推測される。

年一〜三月の屠殺頭数は前年同期より一〇%少い。それで例年であれば価格が軟調な一〜三月なのに今年は高値水準がついていて、夏の需要期になるとかなりの高値をよびそうである。

農林省福岡統計調査事務所 地区調整官 原田 徹

議会常任委員会 の 構成がわる

五月九日招集の第三回臨時議会において、本町議会常任委員会の委員構成が左記のとおりかわりました。

記

一、総務財政委員

◎柴田 涼

(前総務財政委員長)

◎豊沢 健一

(前総務財政委員)

毛利 盈

(前総務財政委員)

門司 恕

(前民生文教委員)

高崎 重徳

(前民生文教委員長)

二、民生文教委員

◎松井 清

(前土木経済委員長)

◎吉田 英雄

三、土木経済委員

◎池浦 順一

(前総務財政委員長)

◎森 末男

(前土木経済委員)

山内 太郎

(前民生文教委員)

舩添 義光

(前土木経済委員)

安部 春繁

(前民生文教委員)

中山 包久

(前土木経済委員)

◎委員長、◎副委員長

役場職員人事異動

五月十五日付で遠賀町役場職員の一部に左記のとおり人事異動の発令が行なわれましたのでお知らせいたします。(括弧内は異動前)

記

(庶務課) 柴田 昭徳

経済課経済係長

(議事事務局) 泉原 照子

収入役室勤務

(経済課) 添田 正豊

庶務課勤務

(収入役室) 園田 怜子

庶務課勤務

(住民課) 半田 憲彰

庶務課勤務

(前土木経済委員)

溝辺 好一

(前総務財政委員)

石田 茂

(前民生文教委員)

重広 新

(前土木経済委員)

(財務課) 秦 正茂

庶務課勤務

(庶務課) 繩手 敏子

住民課勤務

(庶務課) 泉原 清

住民課勤務

(住民課) 松井 豊彦

財務課勤務

(庶務課) 構溝 靖子

経済課勤務

(住民課) 安永 敦子

教育委員会勤務

(経済課) 畑瀬登美子

議会書記

国民年金の納められない方は

保険料免除手続きを

ウサギとカメのお話しは、この頃ではあまり聞かれなくなりまして、私たちがにとっては、古いこの民話には、なにか子供の頃を思い出させるなつかしい教訓があります。

この頃では、とかくウサギのような人生が流行しているような感がありますが、みなさんはどうお考えでしょう。やっぱり人生はあのカメさんのように、着実に一歩一歩進んでいくのが、ほんとうだと思ふのですが。

私たちの老後を守り、不慮の事故から生活を守る国民年金もいわばカメさんの生き方と同じなのです。たゆまず休まず、毎月の保険料をかけていってこそあととの生活が明るく楽しいものになるのです。

思い出したように掛けてみて、

あとは休んでしまったりでは、万一のときに後悔するようなことがないとも限りません。そうしたこのないよう、保険料だけは欠かさず納めましょう。滞納が重なる

と、それだけ負担がふえるわけですから。一回休みますと、次の回から納めるのが苦痛にならないとも限りません。つまりウサギとカメのたとえが、ここでも生きています。といっても、なかには生活が苦しくて、なかなか納めづら

い思いをしている人もあろうというものです。そうした人のためには、保険料を免除する仕組みを国民年金ではとっています。そうした方は役場住民課年金係の方まで申し出て免除の手続きをとりましょう。あなたの生活を守るために、

巡回交通事故相談

地区	日時	場所
筑豊	6月17日(火) 9時~16時	田川市役所第11会議室 (一木・宮本)
筑後	6月18日(水) 9時~16時	久留米市 久留米市消防会議室 (長・大部・鳴山・松永)
京築	6月19日(木) 10時~16時	豊前市 豊前市民会館小会議室 (大部・古賀・長)

「子どもを健全に

育てましょう」

◎少年を有害な環境から守るのは、おとなのつとめです。

1家庭にお願い

●少年に見せてはいけない悪い図書や、スチール写真、ポスターなどの刺激のつよいもの

は、家庭内から追放しましょう。また、子どもがこのようなものを隠して持っているのか、常に注意しましょう。

●少年のいない家庭も、みんな力を合わせて、少年が有害な環境に近づかないよう、どこ

募集案内

募集種目	資格	受験日	受験場所	受験手続及び受付期	試験日	試験場所	受験料
名古屋市消防吏員	大学卒 短大卒 高校卒 来春卒業見込を含む	七月十三日(日)	福岡市消防局	申し込み先 福岡市 消防局総務課 受付期間 六月五日から 六月二十五日まで	七月十三日(日)	水巻町消防署	甲種 一、五〇〇円 乙種 一、〇〇〇円
国家公務員 税務職	昭和二十四年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生れた男子 (学歴不問)	九月七日(日) 第一次試験	小倉区 北九州大学	申し込み先 福岡市中比恵町十八 福岡合同庁舎内 人事院九州事務局 受付期間 六月二十日から 七月四日まで	七月四日まで	小倉区中井 九州工業高校	甲種 一、五〇〇円 乙種 一、〇〇〇円
ミス万国博	満二十四才未満の独身女性 高卒以上	六月二十九日(日) 第一次試験	福岡市天神二丁目四の一〇 佐藤タイピスト 学校	申し込み先 福岡市天神一丁目一番一〇 福岡県万国博推進協議会 受付期間 六月十四日まで	六月十四日まで		

その他詳細については役場庶務課に問合わせて下さい。

消防設備士試験

願書受付 六月二十~六月二十七日
申し込み先 水巻町消防署
試験日 七月十三日(日)

試験場所 小倉区中井
九州工業高校

受験料 甲種 一、五〇〇円
乙種 一、〇〇〇円

の子どもにも「愛のこぼし」をかけて、ひとこと注意しましょう。

●少年に刺激をあたるテレビ番組などは見せないようにして下さい。

2有害図書を追放しましょう。

有害図書が、少年非行の大きな原因になっています。そこで

●少年は有害図書を「読まない」

●おとなは、少年に有害図書を「見せない」

●業者は、少年に有害図書を

「売らない」

などの運動を推進いたしましょう。

まず、おとなが悪い図書を読まないよう心がけるとともに、家庭や職場に持ちこまないようにすることが大切です。



今月の税金

町県民税第一期

納期限 六月二十五日

納期限内に納めましょう

税についてお知らせ

一、町民税の税率引き下げ

地方負担の現状にかんがみ、住民税の負担軽減をはかるため、昨年引続き町民税の税率を引き下げました。(標準税率の一、二倍を一、一倍に)

二、固定資産税軽減適用

要件緩和

新築住宅に対する固定資産税の軽減措置は昭和四十四年一月一日

までに新築したものに適用されていたものを昭和五十年一日一日までに新築したのものについてもこの措置が適用されるようになりました。又当該住宅に対する固定資産税の軽減についての適用要件を緩和するため昭和四十三年一月一日以降に新築されたものについては床面積の限度を二〇〇平方メートルまでとされた。

三、租税特別措置法(土)

地税制関係)

1、個人の土地建物等の譲渡所得については、分離課税が限定的に導入されました。

2、この分離課税について、長期間所有の土地建物等の譲渡所得に関しては分離比例課税とされ比例税率が二年ごとに高められます。また短期間内所有の土地建物等の譲渡所得については分離高率課税とされます。(最低税率は四〇%)

和四十四年分の所得税については経過的に分離課税と従来の総合課税とのいずれかを納税者が選択できるものとされました。

9、分離課税の導入に伴い他の所得との損益通算や雑損控除ないし基礎控除等の適用等に関し、所得

税法上の規定の読み替えが行われ

ます。10、以上の国税において譲渡所得に対する課税の特別措置が設けられたのに対し地方税についても同様な特別措置が講ぜられました。

「まむし血精供給所」

記

中開市 宮崎薬局 宮崎健二郎
電話番号二五局〇七七一
水巻町 日炭中央病院 吉永寅男
電話番号六九局 〇七三二

芦屋町 瀬戸薬局 瀬戸政広
電話番号二三局 〇〇五五
岡垣町 門司薬局 門司又一
電話番号 海老津局 一一二二

蓮賀町 土師薬局 土師 政人
電話番号 蓮賀川局 四八

もし、まむしに噛まれた場合は早く血精供給所で購入し最寄の医療機関で手当をして下さい。

法律人権相談状況

記

去る五月二十三日本町公民館に於て開設された法律、人権相談所に左記相談事項が、解決又は問い合わせがありました。この相談は皆様のお役に立てるため毎年行っていますので気がるに利用して下さい。尚、次期相談日は十二月中に開く予定です。

家屋建築問題 一件
土地境界 二件
農地 一件
相続 一件
養子縁組 一件
扶養 一件
計 七件

香典返しお礼

休猟区の設定に

ついて

次の方々から町社会福祉協議会に御寄付をいただきましたので厚くお礼を申し上げますともに誌上を借って披露させていただきます。

鳥獣保護及び狩猟に関する法律第9条の規定により左記のとおり休猟区を設定する。

一金一封

故谷口 義夫様 香典返し

一、名称 蓮賀北部休猟区
一、存続期間 自昭和44年6月3日 至昭和47年6月2日

故仲 シンヨ様 香典返し

浅木 仲 札子殿

一、区域 蓮賀郡のうち国道3号線から以北の区域

故石松善次郎様 香典返し

虫生津 石松マサ子殿

尚、蓮賀郡、中開市のうち国道3号線以南も、昭和44年10月31日まで蓮賀南部休猟区として設定されております。

故繩手 一穂様 香典返し

虫生津 繩手 靖司殿